



柱 - Ⅲ 学習機会と情報の提供

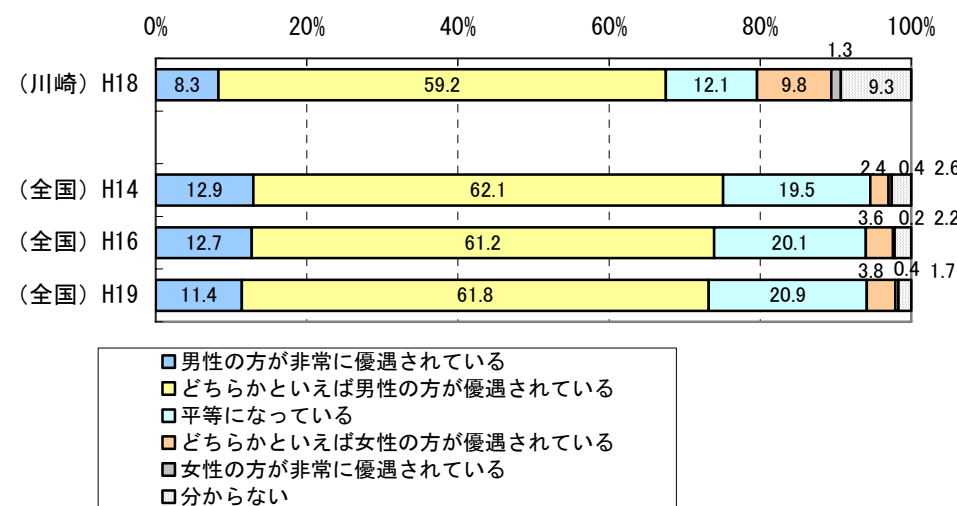
男女平等社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直さなければなりません。学校及び地域の教育機関や事業所等、さまざまな場におけるあらゆる人々へ男女平等に関する学習及び研修の機会を提供・支援し、地域に根ざした効果的な啓発・広報活動への取組を充実します。

また、情報格差を解消し、私たちの意識に大きな影響を与えるメディアの活用及びメディア・リテラシーの向上に向けた取組を推進します。

データ

7

男女の平等感について
(2007年川崎市「男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)



市の調査では「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人を合わせた「男性優位」と答えた人の割合は67.5%で、ほぼ3人に2人が「男性優位」と考えています。また、内閣府の調査でも年度による変化は見られません。

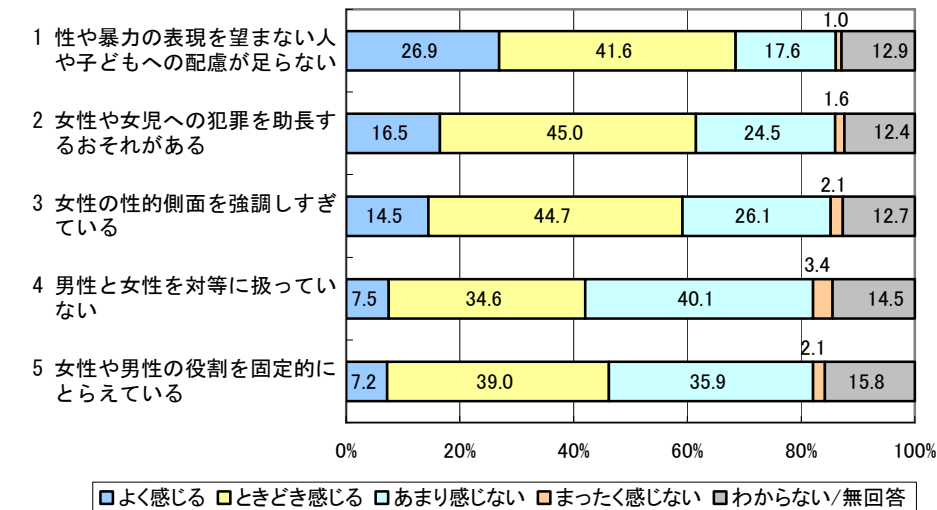
子どものころから男女共同参画に関する正しい意識を育てることが出来るよう、男女平等教育の充実に努めます。

⇒ 柱Ⅲ - 8 - 28

データ

8

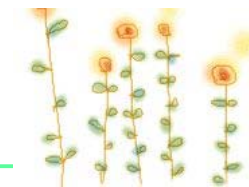
メディアにおける表現について
(2007年川崎市「男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」)



Q：新聞、テレビ、インターネット上の広告や番組等を見てあなたは次のように感じたことはありますか。

新聞、テレビ、インターネット等、メディアが与える影響は非常に大きいにもかかわらず、メディアによっては男女の役割分担を固定的に捉えたり、女性の性的な側面を強調しすぎたりします。メディアにおける人権の確立には、受け手がメディアからの情報を分析・評価し、監視することが大切です。

⇒ 柱Ⅲ - 10 - 35・36



基本施策8
子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や
学習・研修のための環境の整備

日常生活の中にある、性や性別による固定的な役割分担意識等に基づく差別に気付くことができるよう、それぞれの年齢、時期に応じた教育・学習環境を整備します。

その一環として、男女平等に関する研修や学習活動の実施を支援するとともに、市役所における男女平等推進のための職員研修を充実します。

施策28 学校などにおける男女平等教育の充実

事業内容	所管局
64 小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	市民・こども局、教育委員会
65 性別によらない進路指導の更なる充実を図ります。	教育委員会
66 男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	市民・こども局、教育委員会

施策29 市民の男女平等に関する学習・研修への支援

事業内容	所管局
67 市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	全局（市民向け事業所管局）
68 家庭教育学級等における男女平等推進研修に市民の講師等の紹介を行います。	市民・こども局、教育委員会
69 市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、区役所
new!! 70 教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの提供等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	教育委員会

施策30 事業所における男女平等に関する研修への支援

事業内容	所管局
71 男女平等推進のための企業研修等の講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、経済労働局
72 「川崎労働学校」において、男女平等に関するテーマを取り上げます。	経済労働局

施策31 市役所における男女平等意識の醸成

事業内容	所管局
73 男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	総務局、市民・こども局、教育委員会
74 管理職を対象とした研修を実施します。	
75 男女共同参画推進員を対象とした研修を実施します。	市民・こども局
76 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	市民・こども局、全局（審議会等所管局）



基本施策9

地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

男女平等について効果的な啓発・広報活動を進めるために、市民へのアンケート等の調査に努め、啓発・広報活動に役立てるとともに、「男女平等推進週間」等の事業を実施し、市の文化資源を有効活用しながら、より効果的な男女平等の普及・啓発に努めます。また、市の広報資料においては、男女平等の視点に立った表現に努めます。

施策32 男女平等についての理解を深めるための取組の推進

事業内容	所管局
77 「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	市民・こども局
78 男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。	市民・こども局、区役所、教育委員会
79 男女平等に関連する図書・映像資料等の文化資源を、市民が活用できるよう整備します。	教育委員会

施策33 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施

事業内容	所管局
80 男女平等の理解を深め効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	市民・こども局

施策34 市の広報資料における表現の点検

事業内容	所管局
81 広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。	市民・こども局
82 広報資料の作成にあたっては、手引き*に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。	全局（広報資料作成所管局）
new!! 83 広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。	市民・こども局

* 手引きとは、
人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』のこと

『公的広報の作成に関する表現の手引』ってなに？

市の広報資料が、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるための配慮事項をまとめたものです。必要な男女平等の視点を参考までに説明するもので、特定の表現を禁止することを強制するものではありません。

具体的には、ポスター・パンフレット・チラシ・新聞・ラジオ・テレビ・インターネットを通じて行う広報や、白書・報告書・計画書・その他刊行物における表現（言葉、イラスト、写真、映像、図解等）が

- ・ 男女いずれかに偏った表現
- ・ 性別によってイメージを固定化した表現
- ・ 女性をむやみに「アイキャッチャー」（人目を引き付ける要素）にする表現

になっていないかななどを点検、配慮することを期待しています。

必要な情報を正確に、分かりやすく伝えるために、情報の受け手の状況に配慮した表現を心がけることで共感の得られる広報を目指します。



基本施策10

市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

市民が男女平等の視点から情報を主体的に読み解き発信する力（メディア・リテラシー）や、IT技術等の新しい情報技術を使いこなせる力（情報リテラシー）を深めることができるよう、市民及び事業者の活動を支援します。また、さまざまな広報媒体を活用し、情報格差をなくす取組を推進します。

施策 35 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）」の向上への支援

事業内容	所管局
84 情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じ、市民及び事業者の活動を支援します。	市民・こども局

施策 36 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進

事業内容	所管局
new!! 85 広報紙、テレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな広報媒体を通じて市政情報を発信します。	市民・こども局
new!! 86 母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、IT等による情報提供サービスを充実します。	

情報格差ってなに？

情報通信技術（IT）（特にインターネット）の利用の機会又は活用のための能力の格差が、入手することのできる情報の質・量に生じる格差。また、それらの格差によってもたらされる経済的・社会的格差。
つまり、パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる待遇や機会の格差のことです。

その格差の是正のためには、さまざまな広報手段（広報紙、テレビ等）における情報発信が必要となります。





柱 - Ⅳ 推進体制の充実

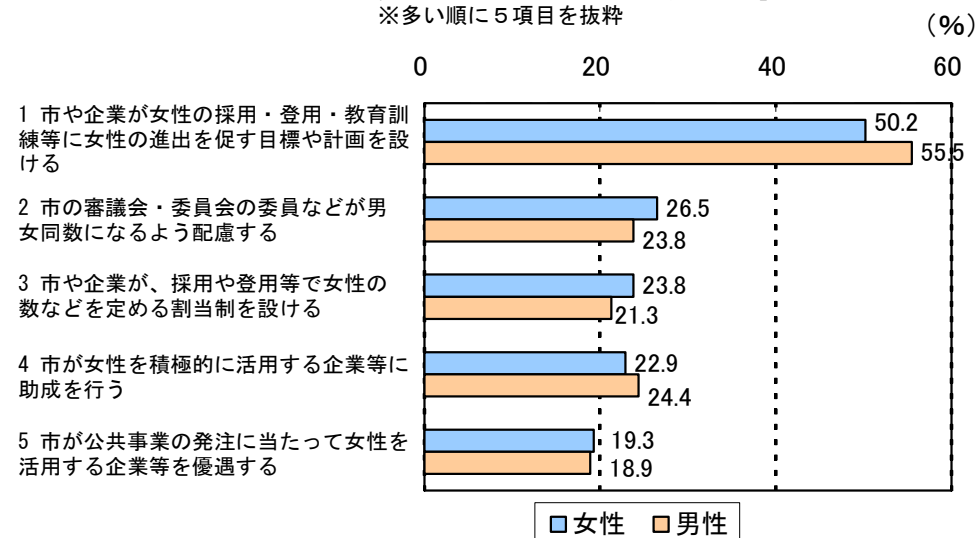
男女共同参画を推進するため、「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動を充実し、市民・市民活動団体等と連携した取組や政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けた取組を推進します。また、科学技術分野や防災分野など、新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進に努めます。

庁内においては、行動計画を効果的に進め、施策の実効性を高めるために全局に設置した男女共同参画推進員の活動を促進するなど推進体制を強化するとともに、行動計画の推進状況を定期的に点検、評価し、公表します。

データ

9

政策方針決定過程に女性の進出をすすめることについて
(2007年川崎市「男女平等に関する市民意識・実態調査」)
※多い順に5項目を抜粋



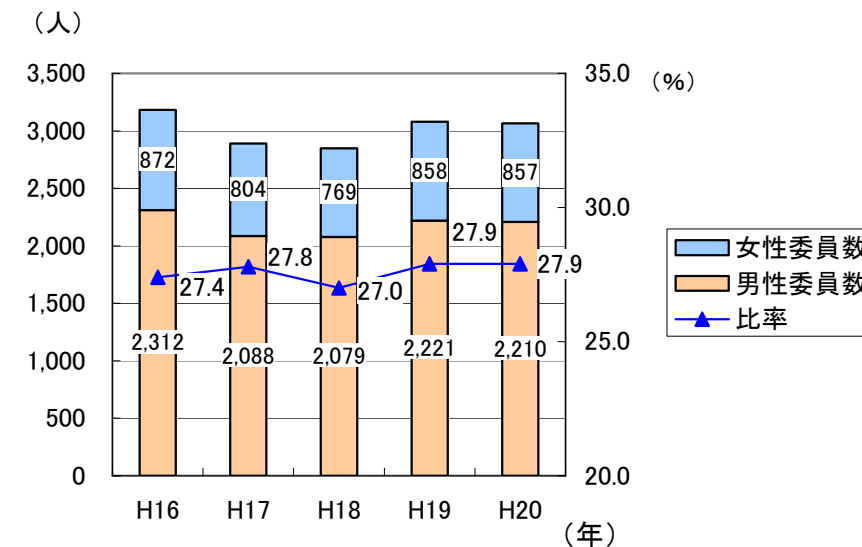
男女平等に関する市民意識・実態調査において、政策方針決定過程に女性の進出をすすめるにあたり、どのような措置をとるのがよいと思うかについての意見としては、「市や企業が女性の採用・登用・教育訓練等に女性の進出を促す目標や計画を設ける」との回答が最も多く、男女とも回答傾向はほぼ同じです。

⇒ 柱Ⅳ - 12 - 41・42

データ

10

審議会の女性委員登用率(川崎市)
(川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室調べ)



各年6月1日現在

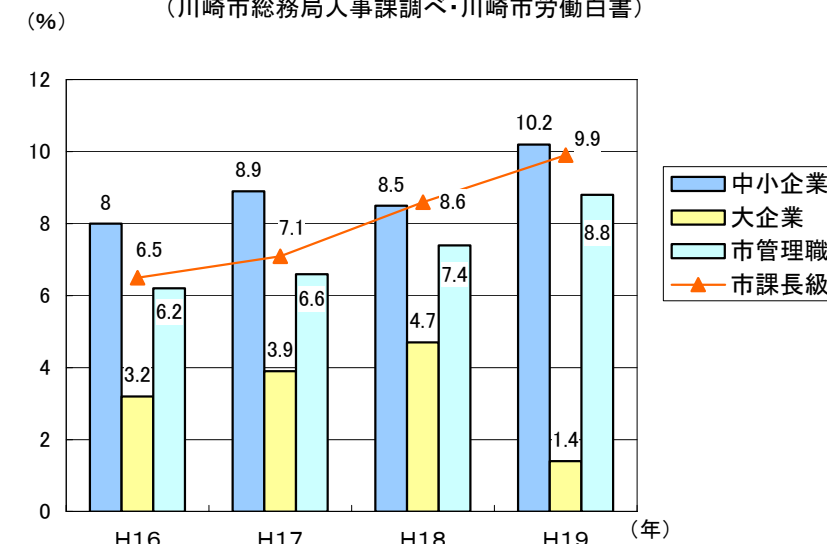
審議会等への女性委員の登用は27%台を推移しています。行政の施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の比率向上は重要です。庁内の認識を深めるとともに、委員を選出する関係団体や事業者に対しても女性の参加促進の周知と積極的登用への協力を求めています。

⇒ 柱Ⅳ - 12 - 42

データ

11

女性の管理職
(川崎市総務局人事課調べ・川崎市労働白書)



各年4月1日現在

平成19年度の川崎市の女性管理職の状況をみると、中小企業では年々増加傾向ですが、大企業では1.4%と前年度より3.3%減少しています。また、市役所については年々増加傾向にあり、数値目標である課長職の女性比率は、9.9%となっています。【平成20年度の状況11.3%】

⇒ 柱Ⅳ - 12 - 43

*管理職とは課長級以上、役付職員とは係長級以上のこと

*第1期行動計画における数値目標…管理職(課長級)職員に占める女性比率が2008(平成20)年度までに12%



基本施策 11

市民・市民活動団体等との連携の促進

さまざまな分野で活動する団体等が男女共同参画に関する意見や情報交換をする場として設置した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動を推進するとともに、市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。また、男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。

施策 37 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実

事業内容	所管局
87 市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民・こども局
new!! 88 ホームページ等を活用した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動内容の周知・広報を充実します。	

施策 38 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進

事業内容	所管局
new!! 89 市民・市民活動団体等*と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	市民・こども局、 区役所、 教育委員会
new!! 90 市民・市民活動団体等やさまざまなネットワーク*への男女共同参画の視点の普及に努めます。	

- * 市民活動団体等とは、ボランティアグループ、NPO法人、NGO及び自主学習グループ、町内会・自治会、PTA等のこと
 * さまざまなネットワークとは、市民・市民活動団体等が作るネットワークのこと

施策 39 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援

事業内容	所管局
new!! 91 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。	市民・こども局、区役所、教育委員会

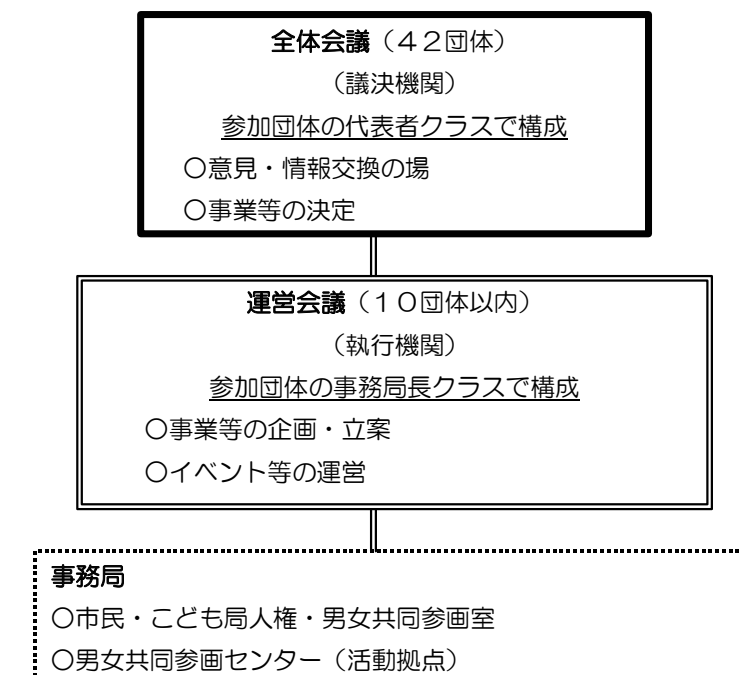
「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」ってなに？

すくらむネット21は、川崎市内で活動する民間団体等が自主的に男女共同参画を推進するために必要な意見・情報を交換する場です。

条例に基づき、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮でき、快適に豊かに生きることができる男女共同参画社会を実現するために、市域全体で活動する民間団体等が協力及び連携し、自主的に男女共同参画を推進します。

【活動拠点】

川崎市の男女共同参画の推進拠点施設である、川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）を活用しています。





基本施策 1 2

政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画は、女性の視点を取り入れることで、より生活者の立場に立った施策の展開や経済・社会の活性化に役立つことなどから大変重要であると考えられ、あらゆる分野への女性の参画促進が望まれています。しかし、地域で活動している女性は多いにもかかわらず、リーダーとして活躍している割合は低い状況となっています。女性の人材育成を始めとして、中心的役割を担う女性の参画促進に向けた取組を行います。

施策 40 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり

事業内容	所管局
92 町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	市民・こども局、区役所、教育委員会
93 地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	
94 中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	市民・こども局、教育委員会

施策 41 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ

事業内容	所管局
95 女性管理職比率を把握し、「かわさき労働情報」等において、比率の向上に向けた取組について情報提供します。	経済労働局

施策 42 審議会等への女性の参画促進

事業内容	所管局
96 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。(※)	全局(審議会等所管局)
97 女性委員ゼロの審議会をなくします。	
98 審議会等委員の女性比率向上に向けて、女性人材情報の提供等により事前協議制の効果的な推進を行います。	市民・こども局
99 必要に応じて「附属機関等の設置に関する要綱」の見直しを検討します。	総務局、市民・こども局

施策 43 市役所における管理職等への女性職員登用への取組

事業内容	所管局
100 管理職(課長級)職員に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、18%となるようめざします。(※)	総務局
101 校長、教頭に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、小学校25%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。(※)	教育委員会
new!! 102 係長昇任選考における託児所を設置し、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供します。	人事委員会

施策 44 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進

事業内容	所管局
103 育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、メンター(指導員)制度的手法を用い、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	総務局、水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
104 管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	

(※) 国の取組については次頁を参照して下さい。

4つの柱と
14の基本施策

施策45 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進

事業内容	所管局
105 男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、保育・看護職に占める男性比率の向上を図ります。2013(平成25)年度までに保育職3%、看護職5%となるようめざします。	総務局、 市民・こども局、 病院局、人事委員会

施策46 新たな分野における男女共同参画の推進

事業内容	所管局
new!! 106 科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を進めます。	市民・こども局、 経済労働局、 教育委員会
new!! 107 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	総務局、区役所

「女性の参画加速プログラム」

2007(平成19)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によれば、人間開発指数(HDI)が177カ国中8位であるのに対して、女性が政治及び経済活動、意思決定にどの程度参画できているかを測るジェンダー・エンパワメント指数(GEM)は93カ国中54位と先進国では低い水準にとどまっています。

国は男女共同参画基本計画(第2次)において、「社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になることを期待」し、「女性の参画加速プログラム」(2008(平成20)年)では活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取組を行っています。

政策・方針決定過程への参画	2010年	2020年
国の審議会等委員における女性委員	33.3%以上	40~60%*
女性臨時委員、特別委員及び専門委員	20%	30%
女性国家公務員の採用	30%程度	—
女性国家公務員管理職	5%以上	—
国立大学法人の女性教員	20%	—

* 男女いずれか一方が総数の10分の4未満とならない状態

基本施策13

行動計画の点検・評価システムの充実

毎年、行動計画に位置づけた施策の推進状況を点検、評価し、公表します。また、市の統計資料においては、男女比率の把握に努め、男女平等に関する現状や課題を調査・分析して、男女平等の実現度合いを市民にわかりやすく示します。

施策47 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表

事業内容	所管局
108 市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。	総合企画局、 市民・こども局、 全局(統計資料作成 所管局)
109 男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。	

施策48 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表

事業内容	所管局
110 各所管課における行動計画に基づく施策の推進状況を点検し、年次報告書を作成、公表します。	市民・こども局

施策49 市民による評価に対する支援

事業内容	所管局
111 男女平等推進の状況を公表し、市民による評価の実施を支援します。	市民・こども局
112 行動計画の点検、評価のための指標等を活用することにより、市民や事業者へ男女平等推進状況を公表します。	

4つの柱と 14の基本施策



施策 50 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表

事業内容	所管局
113 男女平等に関する現状や課題及び阻害要因について調査、分析し、公表します。	市民・こども局

推進状況の公表

川崎市の「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざした取組について、男女平等かわさき条例、川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」及び、年次報告書、審議会等への女性の参加状況等、推進状況をホームページで公表しています。

川崎市ホームページトップ
[暮らしのインデックス]

平和・人権・市民参加・交流ページ

人権・男女共同参画室のページ

男女平等施策のページ

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/danjo/index.htm>

基本施策 14

庁内推進体制の充実

男女平等施策を総合的かつ効果的に進めるために、全局に設置した男女共同参画推進員の活動を促進するなど推進体制を強化します。また、市の計画への男女平等推進の視点の導入や申請書類等からの不必要な性別表記の削除を推進します。

施策 51 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入

事業内容	所管局
114 市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	全局（行政計画所管局）

施策 52 男女共同参画推進員の活動の充実

事業内容	所管局
115 全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	市民・こども局、全局

施策 53 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発

事業内容	所管局
116 男女平等に係る効果的な情報提供を行います。	市民・こども局



施策 54 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除

事業内容	所管局
117 市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。	全局（申請書類等作成所管局）

施策 55 国や県に対する提言や要望の実施

事業内容	所管局
118 男女平等を阻害し、市の権限を越える事項に関して、国や県への提言や要望を行います。	市民・こども局